

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.8
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 伊東 啓
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
【報告義務発生日】	令和7年10月21日
【提出日】	令和7年10月28日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	新晃工業株式会社
証券コード	6458
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 プライム

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	グッドハート パートナーズ エルエルピー（Goodhart Partners LLP）
住所又は本店所在地	英国、WC2R 0LT ロンドン、ストランド393、クイーンズランド ハウス （Queensland House 393 Strand London WC2R 0LT United Kingdom）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成21年1月19日
代表者氏名	ピーター・テイラー（Peter Taylor）
代表者役職	最高業務責任者
事業内容	投資運用業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 小村 日向汰
電話番号	03-6250-6200

（2）【保有目的】

投資運用契約に基づく、運用の目的での保有。

（3）【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			5,361,300
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 5,361,300
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T 5,361,300		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和7年6月30日現在）	V 77,373,705
上記提出者の株券等保有割合（%） (T/ (U+V) ×100)	6.93
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	7.94

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和7年8月28日	普通株式	18,700	0.02	市場内	処分	
令和7年8月29日	普通株式	15,900	0.02	市場内	処分	
令和7年9月1日	普通株式	12,000	0.02	市場内	処分	
令和7年9月2日	普通株式	19,500	0.03	市場内	処分	
令和7年9月3日	普通株式	30,300	0.04	市場内	処分	

令和7年9月4日	普通株式	18,900	0.02	市場内	処分	
令和7年9月5日	普通株式	46,400	0.06	市場内	処分	
令和7年9月8日	普通株式	31,900	0.04	市場内	処分	
令和7年9月9日	普通株式	23,500	0.03	市場内	処分	
令和7年9月10日	普通株式	12,900	0.02	市場内	処分	
令和7年9月11日	普通株式	13,200	0.02	市場内	処分	
令和7年9月12日	普通株式	14,200	0.02	市場内	処分	
令和7年9月16日	普通株式	20,300	0.03	市場内	処分	
令和7年9月17日	普通株式	17,000	0.02	市場内	処分	
令和7年9月18日	普通株式	25,200	0.03	市場内	処分	
令和7年9月19日	普通株式	22,700	0.03	市場内	処分	
令和7年9月22日	普通株式	9,700	0.01	市場内	処分	
令和7年9月24日	普通株式	11,000	0.01	市場内	処分	
令和7年9月25日	普通株式	12,400	0.02	市場内	処分	
令和7年9月26日	普通株式	68,600	0.09	市場内	処分	
令和7年9月29日	普通株式	36,900	0.05	市場内	処分	
令和7年9月29日	普通株式	30,000	0.04	市場外	処分	1,286
令和7年9月30日	普通株式	30,100	0.04	市場内	処分	
令和7年10月3日	普通株式	71,100	0.09	市場内	処分	
令和7年10月6日	普通株式	35,900	0.05	市場内	処分	
令和7年10月7日	普通株式	22,000	0.03	市場内	処分	
令和7年10月8日	普通株式	14,400	0.02	市場内	処分	
令和7年10月9日	普通株式	23,300	0.03	市場内	処分	
令和7年10月10日	普通株式	26,500	0.03	市場内	処分	
令和7年10月10日	普通株式	10,000	0.01	市場外	処分	1,263
令和7年10月14日	普通株式	16,900	0.02	市場内	処分	
令和7年10月15日	普通株式	23,600	0.03	市場内	処分	
令和7年10月16日	普通株式	6,300	0.01	市場内	処分	
令和7年10月21日	普通株式	22,700	0.03	市場内	処分	

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和4年5月3日、投資運用契約により、193,900株を現物交付によって返還した。

（７）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（Ⅱ）（千円）	
借入金額計（Ⅹ）（千円）	

その他金額計 (Y) (千円)	3,952,676
上記 (Y) の内訳	顧客資産
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	3,952,676

処分があった場合、「その他金額計 (Y)」は、当該処分前の1株当たりの取得価格 (平均) を算出し、当該価格に処分した株数を乗じた額を、当該処分前の取得資金合計から差し引く方法により計算しております。

②【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

③【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地